

# 海岸侵蝕の防止工事

## 50トンの異型ブロックで

市内中丸、新浜地先の海岸、及び元吉原地先海岸は特に侵蝕がひどくいま建設省では、異型ブロック（テトラポッド）を波打ち際に積み上げ、大掛りな侵蝕防止の工事を行っています。

駿河湾は、湾口が太平洋に接し、日本で最も深い海湾の一つで、平均水深は約500m、中心部の深さは、1,500m～2,000mあります。

特に湾奥部は、富士火山の急斜面によって構成されているため、急深となっています。

駿河湾の一番奥に位置する両海岸は、富士川からの流出土砂が堆積して形成された弓状の砂州からなり、長さは河口から柏原地先まで約10キロm。

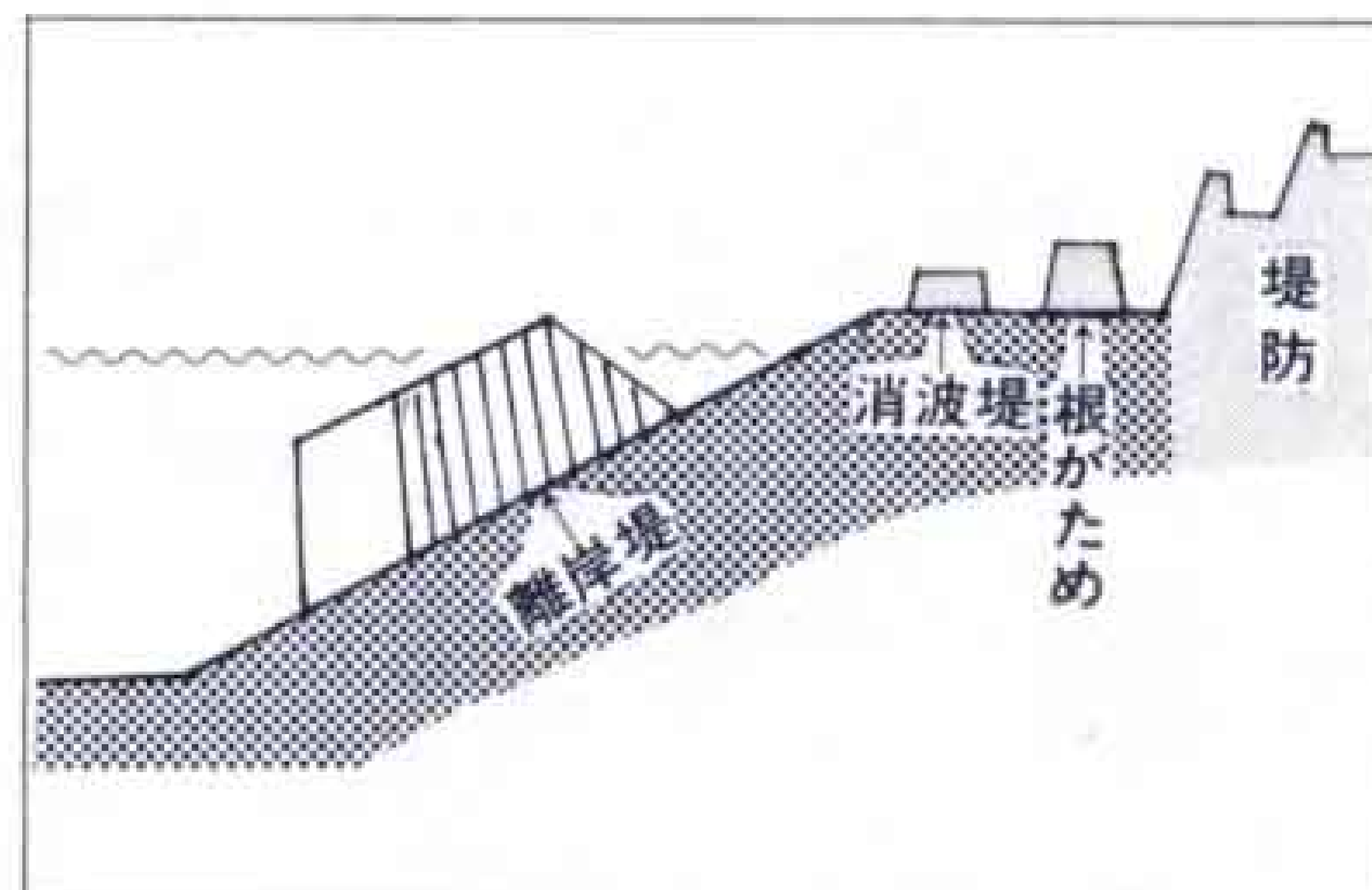
また、駿河湾の湾口は南に開け、水深も深く、途中なんのさえぎる物もないため、台風の時などは直接高波の影響をたびたび受けてきました。



【異型ブロックが積みあげられていく元吉原海岸】

そこで、この海岸の侵蝕防止は、41年から現在まで約32億円の巨費を投じ、堤防などを築いてきました。

54年度は、元吉原海岸と田子浦海岸に建設省が約6億円、運輸省（静岡県）が約5億円をかけ、消波堤や離岸堤を築いています。



### 請願書と

### 陳情書の違いは

【こえ】 市や議会に対して、請願書や陳情書を提出したいのですが、どのように書いたらよいか教えてください。

また、請願と陳情とどう違うのですか。 (石坂 Kさん)

【こたえ】 行政上の問題について意見や要望がある場合は請願や陳情をすることができます。

これは、憲法や法によって、国民の基本的な権利として保障しています。

請願も陳情も実質上は変わりありませんが、議会へ請願するには必ず表紙に請願を紹介する議員の署名押印が必要です。紹介議員は1人でよく、何人もの紹介は要りません。

「請願」を意味するものであっても

紹介議員のないものは「陳情」として取り扱います。

記入の様式は次のようですが、問題によって略図を付けていただくと事情がよくわかります。また、代表者をきめて、連絡先を明記していただくと、後日の連絡に、たいへん便利です。

(広報広聴課)

#### 様式例 (表紙)

.....について請願(陳情)書

紹介議員 氏 名 ㊟

(陳情書の場合紹介議員は必要ありません)

#### (内容)

(件名) .....について請願(陳情)

(要旨) .....

.....(簡潔に書くこと)

(理由) .....

.....(簡潔に書くこと)

昭和 年 月 日

(なるべく電話連絡先を)

住所 氏名 ㊟

(団体の場合はその名称・代表者の氏名)

富士市議会議員 殿  
又は 富士市長